

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

選挙管理委員会告示	ページ
○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任(一一二八)	1
○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務を代理すべき者の選任(一二九)	1
○最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務を代理すべき者の選任(一二〇)	1
○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の開催場所及び日時(一一三)	1
○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の開催場所及び日時(一一三)	2
○最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の開催場所及び日時(一一三)	2
○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載文等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時(一一四)	2
○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時(一一五)	2
○衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時(一一三六)	2
○衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時(一一三七)	2
○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額(一一三八)	2
○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(一一三九)	2
○各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一一四〇)	3
選挙長告示	

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所(第一区・一)	3
○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時(第一区・二)	3
○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所(第二区・一)	3
○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時(第二区・二)	3
○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所(第三区・一)	3
○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時(第三区・二)	3
選挙分会長告示	
○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所(一)	3
○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時(二)	3
審査分会長告示	
○最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長の事務を行う場所(一)	4

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百二十八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第八十条第一項の規定に基づき、平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、同施行令第八十一条の規定により、告示する。

平成二十一年八月十八日

- 秋田県第一区 秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一
- (一) 選挙長
秋田市大町四丁目三番四十四号 田中 伸一
- (二) 選挙長の職務を代理すべき者
秋田市泉菅野二丁目二番十三号 島崎 正実
- 二 秋田県第二区

(一) 選挙長 能代市鹹淵字一本柳百九番二号 鷲尾 綯	
(二) 選挙長の職務を代理すべき者 秋田市山王五丁目一番一号 辻 高志	
三 秋田県第三区	
(一) 選挙長 秋田市山王六丁目十九番十号 小野 康雄	
(二) 選挙長の職務を代理すべき者 秋田市八橋イサノ一丁目十一番九号 佐々木偉男	

秋選管告示第百二十九号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第八十条第一項の規定に基づき、平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、同施行令第八十一条の規定により、告示する。

平成二十一年八月十八日

- 秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一
- 一 選挙分会長
潟上市飯田川飯塚字飯塚二十一番一号 小玉喜久子
- 二 選挙分会長の職務を代理すべき者
秋田市橋山登町五丁目三十六番七百九号 三浦 泰茂

秋選管告示第百三十号

最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六号)第二十七条第二項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)第十六条において準用する公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第八十条第一項の規定に基づき、平成二十一年八月三十日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、同施行令第八十一条の規定により、告示する。

平成二十一年八月十八日

- 秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一
- 一 審査分会長
大仙市花館上町二番十六号 粟津 尚悦
- 二 審査分会長の職務を代理すべき者
大仙市協和小種字川口百二十八番地 加藤 仁悦
- 秋選管告示第百三十一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十七条の規定に基づき、平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の開催場所及び日時を次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により、告示する。

平成二十一年八月十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 秋田県第一区

(一) 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁正庁

(二) 日時 平成二十一年九月二日 午前九時三十分

二 秋田県第二区

(一) 場所 北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地の一

(二) 日時 平成二十一年九月二日 午前十一時

三 秋田県第三区

(一) 場所 横手市旭川一丁目三番四十一号

(二) 日時 平成二十一年九月二日 午前十一時

秋選管告示第百三十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十七条の規定に基づき、平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の開催場所及び日時を次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により、告示する。

平成二十一年八月十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁正庁

二 日時 平成二十一年九月二日 午前十時

秋選管告示第百三十三号

最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六号)第二十七条の規定に基づき、平成二十一年八月三十日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の開催場所及び日時を次のとおり定めたので、同法第三十四条において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により、告示する。

平成二十一年八月十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁正庁

二 日時 平成二十一年九月二日 午前十時三十分

秋選管告示第百三十四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十九条第五項の規定に基づき、平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載文等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和三十四年秋選管告示第二号)第五十条第二項の規定により、告示する。

平成二十一年八月十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 秋田県第一区

(一) 場所 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 日時 平成二十一年八月十九日 午前九時三十分

二 秋田県第二区

(一) 場所 北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地の一

(二) 日時 平成二十一年八月十九日 午前九時三十分

三 秋田県第三区

(一) 場所 横手市旭川一丁目三番四十一号

(二) 日時 平成二十一年八月十九日 午前九時三十分

秋選管告示第百三十五号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十九条第五項の規定に基づき、平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和三十四年秋選管告示第二号)第五十条第二項の規定により、告示する。

平成二十一年八月十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 場所 秋田市山王四丁目一番一号

二 日時 平成二十一年八月二十一日 午後六時三十分

秋選管告示第百三十六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項の規定に基づき、平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、告示する。

平成二十一年八月十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 場所 秋田市山王四丁目一番一号

二 日時 平成二十一年八月二十一日 午後六時三十分

秋選管告示第百三十七号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成六年自治省告示第百六十五号)第十四条第一項の規定による平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、告示する。

平成二十一年八月十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 場所 秋田市山王四丁目一番一号

二 日時 平成二十一年八月十八日 午後七時

秋選管告示第百三十八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第九十四条及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第二百二十七条第一項の規定による平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は次のとおりであるので、同法第九十六条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 場所 秋田市山王四丁目一番一号

二 日時 平成二十一年八月十八日 午後五時三十分

秋選管告示第百三十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりであるので、告示する。

平成二十一年八月十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 秋田県第一区 候補者一人につき 二、三、一、二、三、五〇〇円

二 秋田県第二区 候補者一人につき 二、三、五九七、六〇〇円

三 秋田県第三区 候補者一人につき 二、四、六〇〇、八〇〇円

- 一 五十分の一の数 一八、六九六
- 二 三分の一の数 二二二、四六四

秋選管告示第四百十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので、告示する。

平成二十一年八月十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区の別

- 秋田市 八九、四一〇
- 能代市山本郡 二六、六六二
- 横手市 二八、三七九
- 大館市 二二、六一七
- 男鹿市 九、七七一
- 湯沢市雄勝郡 二〇、八一九
- 鹿角市鹿角郡 一一、八二六
- 由利本荘市 二四、二九八
- 潟上市 九、六九五
- 大仙市仙北郡 三三、一七七
- 北秋田市北秋田郡 一一、七〇六
- にかほ市 七、八四二
- 仙北市 八、七二六
- 南秋田郡 七、六七〇

選挙長告示

第一区選挙長告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第一区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙法執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）第四条の二の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙

秋田県第一区選挙長 田 中 伸 一

平成二十一年八月十八日 午前十時三十分前

秋田県庁正庁

平成二十一年八月十八日 午前十時三十分以降

秋田県選挙管理委員会事務室

第一区選挙長告示第二号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第一区における選挙会の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙

秋田県第一区選挙長 田 中 伸 一

平成二十一年八月二十八日 午前八時三十分

秋田県選挙管理委員会事務室

第二区選挙長告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第二区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙法執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）第四条の二の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙

秋田県第二区選挙長 鷺 尾 絢

平成二十一年八月十八日 午前十時三十分前

北秋田地域振興局大会議室

平成二十一年八月十八日 午前十時三十分以降

北秋田地域振興局内秋田県選挙管理委員会北秋田分室

第二区選挙長告示第二号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第二区における選挙会の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙

秋田県第二区選挙長 鷺 尾 絢

平成二十一年八月二十八日 午前八時三十分

北秋田地域振興局内秋田県選挙管理委員会北秋田分室

第三区選挙長告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙

秋田県第三区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙法執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）第四条の二の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙

秋田県第三区選挙長 小 野 康 雄

平成二十一年八月十八日 午前十時三十分前

平鹿地域振興局大会議室

平成二十一年八月十八日 午前十時三十分以降

平鹿地域振興局内秋田県選挙管理委員会平鹿分室

第三区選挙長告示第二号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第三区における選挙会の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙

秋田県第三区選挙長 小 野 康 雄

平成二十一年八月二十八日 午前八時三十分

平鹿地域振興局内秋田県選挙管理委員会平鹿分室

選挙分会長告示

選挙分会長告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における秋田県選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙法執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）第四条の二の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月十八日

衆議院比例代表選出議員選挙

秋田県選挙分会長 小 玉 喜久子

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県選挙管理委員会事務室

選挙分会長告示第二号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における秋田県選挙分会長の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、告示する。

審査分会長告示

審査分会長告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の最高裁判所裁判官国民審査における秋田県審査分会長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、最高裁判所裁判官国民審査執行規程(平成二年秋選管告示第十号)第五条の規定により、告示する。

平成二十一年八月十八日

最高裁判所裁判官国民審査

秋田県審査分会長 栗津尚悦

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県選挙管理委員会事務室

平成二十一年八月十八日

衆議院比例代表選出議員選挙

秋田県選挙分会長 小玉喜久子

一 場所 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県選挙管理委員会事務室

二 日時 平成二十一年八月二十八日 午前八時四十分

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(86)八七六六 FAX(86)〇〇五
E-mail:matsubaransatsu.co.jp

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄